# 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

(小規模多機能型居宅介護·介護予防小規模多機能型居宅介護)

届出に必要な書類及び算定要件については、介護報酬改定等により内容を見直す場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### 1 加算・減算

1 加算・減算	
項目	必 要 書 類
職員の欠員による減算の状況	*減算の要件を満たす場合は届出が必要です。欠員が解消となった場合も届出が必要です。
①看護職員・②介護職員	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2)
(小規模多機能型居宅介護·介護予	②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3)
防小規模多機能型居宅介護)	【欠員が解消した場合は以下も必要】
	③勤務体制・勤務形態一覧表(単位ごとに欠員が解消した月の実績・従業者全員分で作成)
	④資格者証の写し(介護職員を除く)
	受臭情音…グラの(月段概点を称べ)
 高齢者虐待防止措置実施の	*減算型の場合は届出が必要です。減算型から基準型になった場合も届出が必要です。
有無	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙3-2)
,	②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3)
(小規模多機能型居宅介護·介護予 防小規模多機能型居宅介護)	受力政権的 具弁定に かる かいけいけいが 光文 (が) ( 1 3)
例 7 % 成民 至 版 在 五 元 万 衰 /	
 業務継続計画策定の有無	*減算型の場合は届出が必要です。減算型から基準型になった場合も届出が必要です。
(小規模多機能型居宅介護・介護予	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙3-2)
防小規模多機能型居宅介護)	②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3)
例が、別に大夕、成形主に「こ) 段)	⑤
	   *認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術指導に係る会議を定期的に開催すること。
(小規模多機能型居宅介護)	*「加算Ⅲ」又は「加算Ⅳ」を算定する場合は届出不要です。
(1)が原列機能主治でが設力	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2)
	②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3)
	②認知症加算(I)·(II)に係る届出書」(別紙 44)
	④認知症介護に係る専門的な研修の修了証の写し 【表記を持ちなくま)の場合は対策をある。
	【認知症加算(I)の場合は以下も必要】
	⑤認知症介護の指導に係る専門的な研修の修了証の写し
	⑥介護職員・看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画
	   ①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2)
	②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3)
加算	公川設和11貝昇化に1601年前守仏/江一見衣(加礼 1-3 <i>)</i> 
(小規模多機能型居宅介護・介護予	
防小規模多機能型居宅介護) 	
	   ①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2)
(小規模多機能型居宅介護)	②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3)
(17%)(大)(城市至山 6万段)	③勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から 4 週間分・看護職員分で作成)
	④【看護職員配置加算(I)】・・・・看護師の資格者証の写し
	③【看護職員配置加算(II)】···准看護師の資格者証の写し
	【看護職員配置加算(Ⅲ)】···看護師又は准看護師の資格者証の写し
	【自護城貝郎直加昇(Ⅲ)】・・・・自護帥又は准自護帥の貝恰有証の子し 
   看取り連携体制加算	   ①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2)
(小規模多機能型居宅介護)	②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3)
(3.790天夕18時6年1月10月15月	③看取り連携体制加算に係る届出書(別紙 13)
	   ①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2)
(小規模多機能型居宅介護)	②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3)
(3 が成り 1860年1月10月187)	③訪問体制強化加算に係る届出書(別紙 45)
	受けいさけいけん はいの 日日日   はっぱい はっぱい はっぱい はっぱい はっぱい はっぱい はっぱい はっぱい

項目	必 要 書 類
総合マネジメント体制強化	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2)
	②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3)
加算	
(小規模多機能型居宅介護・介護予	③総合マネジメント体制強化加算に係る届出書(別紙 42)
防小規模多機能型居宅介護)	
1) 24 45 A =#+#\# (4-#)14 5 ##	ましてこれの発行さした。マロル・アノナー
科学的介護推進体制加算	*「LIFEへの登録」を「あり」として届出してください。
(小規模多機能型居宅介護・介護予	*「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及
防小規模多機能型居宅介護)	び様式例等の提示について」をご確認ください。
	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2)
	②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3)
生産性向上推進体制加算	*本市ホームページ(ページ番号:50926)に掲載している「生産性向上推進体制加算に関す
(小規模多機能型居宅介護·介護予	る基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」をご確認ください。
防小規模多機能型居宅介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2)
	②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3)
	③生産性向上推進体制加算に係る届出書(別紙28)
	④要件を満たすことが分かる委員会の議事概要
	⑤(別紙2)生産性向上推進体制加算(Ι)の算定に関する取組の成果(加算Ιの場合)
サービス提供体制強化加算	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2)
(小規模多機能型居宅介護·介護予	②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3)
防小規模多機能型居宅介護)	③サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙 14-5)
	④研修等に関する状況確認表(サービス提供体制強化加算)(参考様式 34)
	⑤全ての小規模多機能型居宅介護従業者について、個別具体的な研修計画の目標、内容、研
	修期間、実施時期等を定めた研修計画(参考様式 35)
	⑥有資格者等の割合の参考計算書(別紙7-2)又はこれに準じた計算書等
介護職員等処遇改善加算	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2)
*	②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3)
^ · `   (小規模多機能型居宅介護·介護予	③処遇改善計画書又は計画書変更に係る届出書の一式
防小規模多機能型居宅介護)	

※ サービス提供体制強化加算(I)又は(II)の要件を満たさなくなったその月から、介護職員等処遇改善加算(I) は算定できなくなるため、加算(II)への変更に係る届出が必要です。

## 2 短期利用(介護予防)居宅介護の届出を行う場合

項目	必 要 書 類	
短期利用(介護予防)居宅	①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照)	
介護の届出	②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2)	
(小規模多機能型居宅介護・介護	③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3)	
予防小規模多機能型居宅介護)	*本体事業所の届出と矛盾のないように記載ください	
	④短期利用居宅介護確認表	
	⑤運営規程(短期利用の項目を追加したもの)	

#### 【短期利用居宅介護 基準抜粋】\*短期利用介護予防居宅介護費についても下記と同様の趣旨

- ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。
- 短期利用居宅介護費を算定すべき指定小規模多機能型居宅介護の基準
- 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- イ 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。
- □ 利用の開始に当たって、あらかじめ七日以内(利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は十四日以内)の利用期間を定めること。
- ハ 指定地域密着型サービス基準第六十三条に定める従業者の員数を置いていること。
- 二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が小規模多機能型居宅介護費の注4を算定していないこと。

#### ◇短期利用居宅介護費について

- ① 短期利用居宅介護費については、厚生労働大臣が定める基準(平成 27 年厚生労働省告示第 95 号。以下「大臣基準告示」という。)第 54 号に規定する基準を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業所において算定できるものである。
- ② 宿泊室を活用する場合については、登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、宿泊サービス の利用定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用するものであること。

#### 3 算定要件

基 準	解 釈 通 知
指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する 基準(平成 18 年厚生労働省告示第 126 号)	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する 基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の 額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項につ
指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定 に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 128 号)	いて(平成 18 年3月 31 日老計発第 0331005 号老振発第 0331005 号老老発第 0331018 号)